



悪質商法から若者を救え！ 「若者のトラブル110番」開設！

区立消費者センターは、3月9日（月曜）・10日（火曜）の2日間、特別電話相談「若者のトラブル110番」を実施します。悪質商法の被害に遭った若者を対象に情報提供やあっせんを行い、被害の回復を図ります。

悪質商法による若者の被害を防ぐため、関東甲信越ブロックの消費生活センター及び国民生活センターでは、毎年1月から3月にかけて、共同キャンペーンを実施しています。

区立消費者センターに寄せられる消費者相談は年間約4,000件です。昨年度は、全体で3,829件あった消費者相談のうち、12.9%にあたる492件が、10～20代の若者が契約当事者の相談でした。

最近では、パソコンやスマートフォンの普及で、WEBサイトやSNSを通じ、架空請求やデイト商法、マルチ商法等、言葉巧みな悪質商法の被害に巻き込まれてしまうケースが後を絶ちません。また、若者の被害は、単身で暮らしている等の理由で家族に相談することができなかつたり、友達に相談して安易な対応をとってしまったために、被害を回復することができないなど、被害が深刻になる傾向があります。

相談できないケースや泣き寝入りを防ぎ、被害の回復を図るには、消費生活センターの存在をPRするとともに、相談しやすい専用窓口を設けることが必要です。

そこで、区立消費者センターでは、9日（月曜）・10日（火曜）の2日間、午前9時～午後4時の間、主に区内在住の若者（契約当時29歳以下）を対象とする特別電話相談を実施することとしました。この電話相談では、制度の紹介や自主交渉のための助言、契約者と事業者との間に入り調整するあっせんなどの対応を行います。

若者に正しい知識と情報を伝え、悪質商法の被害から救います。

■杉並区「若者のトラブル110番」専用電話

03-3398-3121

【問い合わせ先】

区立消費者センター TEL：3398-3141

総務部広報課 TEL：3312-2111（代表）